

(別表)

薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成17年厚生労働省告示第112号）の別表番号	適合性チェックリスト
203	歯科鑄造用コバルト・クロム合金
209	歯科鑄造用チタン合金
214	歯科メタルセラミック修復用金属材料
266	歯科充填用コンポジットレジン
361	ポケット型補聴器 耳かけ型補聴器 耳あな型補聴器 モジュラ式耳あな型補聴器 オーダーメイド式耳あな型補聴器 カナル型補聴器 完全耳内式耳あな型補聴器 メガネ型補聴器 プログラム式補聴器 デジタル式補聴器
487	核医学装置ワークステーション MR装置ワークステーション X線画像診断装置ワークステーション 超音波装置ワークステーション 汎用画像診断装置ワークステーション
825	関節鏡用液体拡張装置 子宮鏡用液体拡張装置